

ワンポイントアドバイス

金融商品税制の改正!

上場株式の配当や株式投資信託の普通分配金および譲渡損益については20%（所得税15%+住民税5%）が原則でした。特例として10%（所得税7%+住民税3%）の軽減税率適用がありましたが、これから復興特別税を加えた税率の変更が行われます。

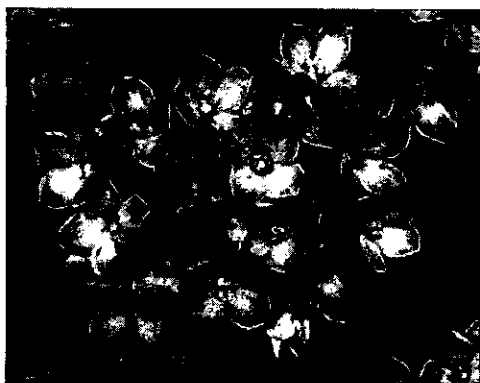
	H25年	H26年～H49年	H50年以降
所得税	7%	15%	15%
復興特別所得税	0.147%	0.315%	—
小計	7.147%	15.315%	15%
住民税	3%	5%	5%
合計	10.147%	20.315%	20%

(注) 配当・分配金について総合課税をした場合を除きます。
配当や普通分配金、源泉徴収ありの特定口座に係る源泉徴収も上表と同率です。

所得税の増税に対応するための手段として下記の取引があります。

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得について。

- ①平成26年1月1日から平成35年12月31日まで20歳以上の者が金融機関等で非課税口座を開設。
- ②選択した金融機関等を通じて税務署から非課税適用確認書の交付を受ける。
平成26年～29年分、平成30年～33年分、平成34年～35年分の各期間ごとに行う。初回交付申請は平成25年10月1日開始。
- ③非課税適用確認書を受け取った金融機関は非課税管理勘定を設定。
- ④上場株式や投資信託を新規に年間100万円まで買い入れできる。
- ⑤購入年を含め5年間は非課税、次に非課税管理勘定に移し替えて、通算10年間の非課税が可能。
- ⑥非課税勘定を順次繰り返す。



5月の花 カランコエ

詳しい内容やご質問がございましたら、

TEL : 06-6313-1369まで

お問い合わせください。